

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和3年7月号

【7月の営業日につきまして】

盛夏の候、顧問皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、誠に勝手ながら**7月22日（木曜日）・7月23日（金曜日）**は本年の祝日の変更に伴い休業させていただきます。7月19日は営業日と致します。給与計算の日程等ご迷惑をおかけいたしますが、弊所担当職員と協議頂き、事前の調整を頂きますようお願い申し上げます。

【法改正】育児介護休業法が改正されます。

育児介護休業法が改正され、**令和4年4月1日以降から段階的に施行されます。**本年1月にも改正法が施行されたばかりですが、今回は男性育休の取得を推進するための法改正がメインとなっています。中小企業において確認すべき改正点は次の4点です。

1. 出産直後の時期に柔軟に育児休業取得を出来るようになります

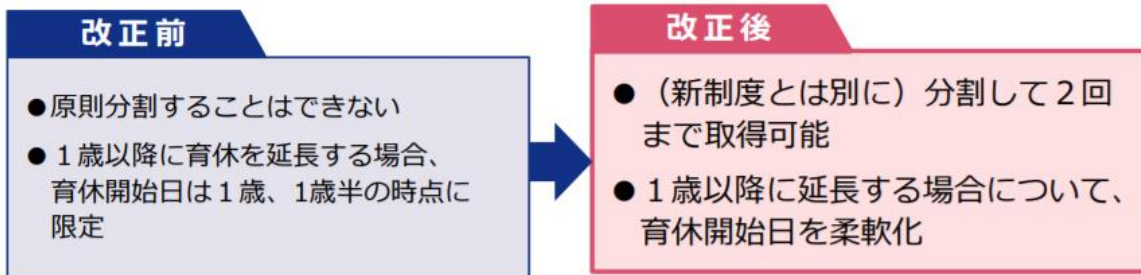
⇒産後8週について、女性は産後休業が労働基準法で規定されていますが、男性労働者が配偶者の産後に育児休業を取得しやすくするために下の表のように改正・施行されます。

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

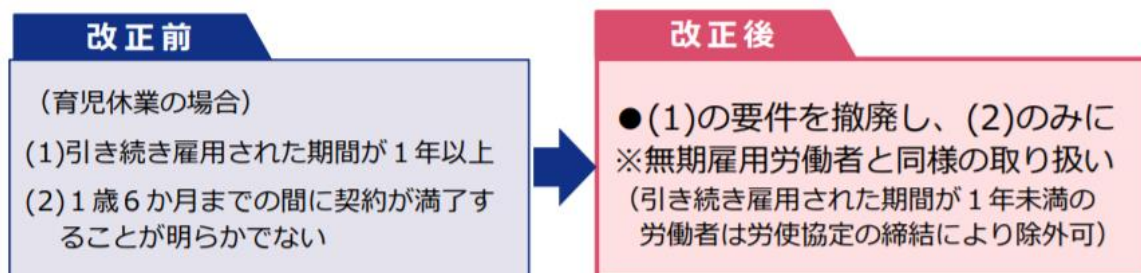
2. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務となります

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置

3. 育児休業の分割取得が出来るようになります



4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます



職場における熱中症対策について

6月に入り、日中の温度が上昇し日差しも強くなっています。顧問先様の環境によりましては仕事での熱中症のリスクが急激に高まる季節が到来します。厚生労働省は本年4月に職場における「熱中症予防基本対策要領」を公表しています。この要領のなかで、実際に熱中症になってしまった場合の救急処置の対応手順についてのチャート図も掲載されています。突発的に起こる熱中症は命の危険もありますので、是非一度ご覧いただき、実際に熱中症になってしまった労働者が出てしまった場合の対応をご確認下さい。

【熱中症予防対策のおおまかな内容】

- 休憩場所の整備等
- 水分および塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく対応等
(就業場所変更・配置転換)
- 日常の健康管理・労働者の健康状態の確認
- 労働衛生教育
- 服装・作業中の巡視について
- 救急処置

【助成金】雇用調整助成金の特例が更に延長へ

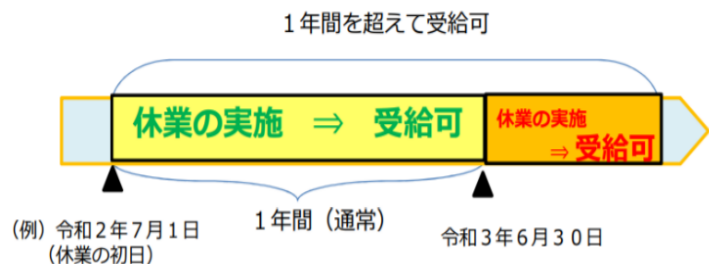
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和3年6月30日までを期限とされていた雇用調整助成金の特例措置が **7月31日まで延長されることが決定**しました。全国各地において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、まん延防止等重点措置を実施すべきとされたこと等を踏まえ、7月末までとしている現在の助成内容を **8月末まで継続することとする予定**です。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。
特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っています。
(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)
この特例措置は、**令和2年4月1日から令和3年7月31日までの期間**を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長（令和3年7月31日まで）に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給することができます。

【特例措置延長後】



【緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る特例】

現在雇用調整助成金においては、緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大10/10、日額上限額を15,000円とする特例を設けております。**（ただし6月30日時点で宮崎県、鹿児島県は対象となっていません。）**

お問い合わせは当法人まで！